

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月25日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター（ドイツHRヘッド/プライベート・
バンク・グローバルHRヘッド）
(Managing Director (Head of HR Germany / Global Head of HR
Private Bank))
フォルカー・シュトイヤー
(Volker Steuer)

ディレクター（ビジネス・パートナーHR）
(Director (HR Business Partner))
クラウス・フリードリッヒ
(Klaus Friedrich)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325
フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal
Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之
弁護士 先山 雅規
弁護士 堀 俊平

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1292

【届出の対象とした募集有価証券の
種類】 記名式無額面普通株式

【届出の対象とした募集金額】 1億円（見込額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1） 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当行」とはドイツ銀行をいう。

（注2） 本書において便宜上記載されている日本円への換算額は、別段の記載のない限り2023年8月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物相場の仲値（1ユーロ＝156.51円）による。

(注3) 本書中の表において数値が四捨五入されている場合、合計の値はそれらの数値の総和と必ずしも一致しない。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたのでこれを訂正し、また、2023年8月25日付で臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い当該訂正報告書を参照書類に追加するとともに、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 株式の募集

(1) 新規発行株式

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【株式の募集】

(1)【新規発行株式】

<訂正前>

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
記名式無額面普通株式（以下「 本株式 」という。）	46,454株 ^(注1) なお、報奨取得権（以下に定義する。）に対応する本株式として、さらに3,100株が追加的に交付される可能性がある。 ^(注2)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式である。当行の定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(補足)ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン

(1) 本書における募集の背景

本書において企図されている本株式の募集（以下「**本募集**」という。）は、ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン（Deutsche Bank Global Share Purchase Plan、以下「**本プラン**」という。）に基づくものである。

本プランは、当行のグローバル報酬審査委員会（Global Compensation Review Committee、以下「**委員会**」という。）または当行の取締役会もしくは取締役会によって本プランにおける決定機関として指名されたその他の者によって運営される。本プランの運用および管理を行うものとして、委員会より、当行の従業員株式プラン部門（Employee Share Plans）が本プランの管理者（Plan Administrator、以下「**管理者**」という。）として指名されている。委員会またはそれにより授権を受けた者による決定は、すべて最終的かつ確定的なものであり、参加者（以下に定義する。）および当行を含むすべての者を拘束する。

本プランは、毎年11月1日からの12か月を有効期間（以下「**有効期間**」という。）とし、委員会が別途の決定をしない限り、1年ごとに更新される。

(2) 適格従業員による本プランへの参加

（中略）

(注1) 発行数は、2023年4月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2023年11月分から2024年10月分まで天引限度額上限の範囲内で給与天引額の支払いを行い、募集価格が1株当たり10.01ユーロ（約1,567円）（ドイツ証券取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）において公表された2023年8月1日時点の終値）であると仮定した場合の見込数である。

(注2) 報奨取得権に対する権利が確定した場合、これに対応する本株式が参加者に対して交付される。報奨取得権の株式数は、2023年4月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、全員に対して報奨取得権数の上限である10株が交付されると仮定した場合の見込数である。

<訂正後>

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

記名式無額面普通株式(以下「 本株式 」という。)	46,454株(注1) なお、報奨取得権(以下に定義する。)に対応する本株式として、さらに3,100株が追加的に交付される可能性がある。(注2)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式である。当行の定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。
----------------------------------	---	---

(補足)ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン

(1) 本書における募集の背景

本書において企図されている本株式の募集(以下「**本募集**」という。)は、ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン(Deutsche Bank Global Share Purchase Plan、以下「**本プラン**」という。)に基づくものである。

本プランについては、当行のシニア・エグゼクティブ報酬委員会(Senior Executive Compensation Committee、以下「**委員会**」という。)によって指名された当行の従業員株式プラン部門(Employee Share Plans)が本プランの管理者(Plan Administrator、以下「**管理者**」という。)として、本プランの運用および管理を行っている。2023年から2024年における本プランの開始は、2023年8月15日付で、当行の業績および報奨部門グローバル・ヘッド(Global Head of Performance & Reward)により承認された。

本プランは、毎年11月1日からの12か月を有効期間(以下「**有効期間**」という。)とし、委員会が別途の決定をしない限り、1年ごとに更新される。

(2) 適格従業員による本プランへの参加

(中 略)

(注1) 発行数は、2023年4月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2023年11月分から2024年10月分まで天引限度額上限の範囲内で給与天引額の支払いを行い、募集価格が1株当たり10.01ユーロ(約1,567円)(ドイツ証券取引所Xetra System(電子現金市場取引システム)において公表された2023年8月1日時点の終値)であると仮定した場合の見込数である。

(注2) 報奨取得権に対する権利が確定した場合、これに対応する本株式が参加者に対して交付される。報奨取得権の株式数は、2023年4月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、全員に対して報奨取得権数の上限である10株が交付されると仮定した場合の見込数である。

(注3) 本書の対象とした募集は、当行の保有する本株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第5号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘である。

(注4) 本募集に関する取締役会または株主総会の決議は存在せず、2023年から2024年における本プランの開始は、2023年8月15日付で、当行の業績および報奨部門グローバル・ヘッドにより承認されている。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

(前 略)

7 【訂正報告書】

上記1の有価証券報告書の訂正報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出

<訂正後>

（前 略）

7 【訂正報告書】

(1) 上記1の有価証券報告書の訂正報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出

(2) 上記3の臨時報告書の訂正報告書を2023年8月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書の訂正届出書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書の訂正届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。